

(4)

派生問題及參考資料

S 1.1.1.0-59

1639

190

REEL No. A-0270

0 1 2 5

アジア歴史資料センター

西貢駐在貿易通信員

加藤俊雄

一、印度支那現在情勢と其對策私見

(一) 印度支那に於ける對日一般情勢の推移
右推移の跡を明瞭ならしむる爲め便宜上左記三時代

一、歐洲大戰勃發後、日佛間印度支那關稅協定の成立に至るまで
(一九一四—一九三二)

二、關稅協定成立以後、今次日支事變勃發に至るまで
(一九三三—一九三七年七月)

三、日支事變勃發以降
(一九三七年七月以後)

に纏め、各時代に於ける

一、政治關係事實とそれを原因とせる對日感情の變遷

二、經濟關係事實とその政治的、經濟的原因によりて齎らされたる對日經濟に於ける結果。

の大略を照應記述する事とせり

(1) 歐洲大戰勃發後、日佛間印度支那關稅協定の成立に至るまで

政治關係

歐洲大戰中、佛國の本邦實力に對する認識と本邦が極東に於ける佛植民地屬領の安全保障たるの事實に基く信頼とにより、對日好感は最高調を示せり

經濟關係

歐洲大戰中又は直後の本邦貿易の發展、邦品の世界進出に對する警戒、危懼、疾視
戰爭中印度支那の食料其他の物資欠乏に際し、最低率關稅適用に關し途中積換を許すの特典を英國品にのみ與へ、又米國品に最低率を許し、印度支那輸入を容易ならしむるの議ありしにも拘らず本邦品に對する關稅率協定の本邦側提議は是を一蹴せり。
大正八年本邦糧米不足に際し本邦政府の買付米に對し不公平、非友誼的態度を以て輸出米許可の割當を拒否せり、
日佛間に印度支那通商條約締結の議起る

戰後、佛國は其國力回復に急にして極東植民地屬領を顧る隙なかりし時代に於ては、英佛の聯盟主義に加担の本邦を以て忠實なる伴侶と目せる對日好感あり
北米合衆國に於ける排日的移民法實施

に關し、佛國並に印度支那輿論は多くは本邦同情を表示せり。當時、佛人中、邦人移民の老邁開發を提唱せるものあり。本邦に於ける輸入米制限法は印度支那輿論を刺戟す、對日好感の減退

一九三〇年以後印度支那は世界的恐慌の襲來に遭ひ、農民の疲憊甚しく領内各所に小擾亂あり、多少日本を頼みとする念を回復す。安南國民黨獨立運動「エンバイ」事件（東京各地に波及す）北部安南（ヴイン、ハーチエン地方）の農民暴動、交趾支那諸地方の農民運動及共產黨運動

本邦輸入米制限を以て印度支那が差別待遇を受くるものと做し是が報復として一九二九年「キルンエール」開税率を實施し、本邦品輸入壓迫を開始す。是より先日佛間に於て折衝中の印度支那關稅率協定交渉の停頓中止、恐慌克服策としての善隣修交論の擡頭、近隣諸國との貿易國交調整氣運の盛、日佛間印度支那關稅協定の成立

(2) 日印支關稅協定成立以後、今次日支事變勃發に至るまで

佛蘇援助條約の成立と對日信頼の放棄
佛支間、印度支那關係協定の成立、印度支那に支那領事館設置さる、佛人側に舉支抑日の態度稍表はる

佛國人民戰線内閣の出現
反日的イデオロギイ對立感の發生
佛國金法維持に關する英國追従濃化と
對日疾視増大
對日疾視協定の成立、
對日疾視對日敵視に轉移

(3) 日支事變勃發以降

上海攻圍戰中（昭和十二年九月）印度

本邦爲替下落を理由とする對本邦品爲替補償附加税の増率
日印支關稅協定による本邦側利益に對する不正曲續出、協定實益の喪失
從價課税品に對する不當評價と不當課税
邦品輸入の阻止的施設たる原產地表記規定の勵行
勞働時間制及其他の社會政策立法實施の影響による物價騰貴抑制策としての輸入關稅率一部引下げに對し本邦關係品の除外、國內法的取締による邦品輸入防遏
商業使用外國人制限による邦人商社の壓迫

邦品輸入通關に對する稅關吏の惡

S 1.1.1.0 -59

1643

194

S 1.1.1.0 -59

1642

193

支那一帯に直る大水災あり蔣介石直に難民救済費五万弗を寄附す、領内新聞（佛字、漢字、土語）一齊に援佛人の對日悪感増大、土人中之に共鳴するものを生ず
 帝國海軍の海南島砲撃に關し香港六面虚報を傳へて印度支那を煽動す
 佛國西沙領有を聲明
 印支對日國防問題具体化し、國防公債發行、土人兵増募、在留支那人の排日貨運動の默任と官憲の援助
 新聞排日記事放任
 支那映畫の誣妄侮日寫眞の放任
 佛人映畫撮影の際排日宣傳利用
 支那領事館員引卒の監察隊台灣藉民家を搜索す、邦商取引先支那人壓迫
 歐洲に於ける「チエツコ」問題の緊迫と印度支那動員準備、對日戰不可避に基く緊張

意ある手心を見る
 邦品適用税率項目を故意に變更して殊更に輸入を困難ならしむ此種紛争頻發
 一地方にて對邦人日用品不賣の土人運動あり

抗日團糾察隊の暗躍跳梁
 邦品取扱支那商に對する加害、懇強請、差押へ強迫
 交趾支那河川航路支那汽船の邦品積取拒絶
 印度支那銀行は一切圓爲替の賣買に應ぜず、他銀行亦圓關聯の擔保拒否

軍人間に於ける侮日感横溢

日支事變關係の本邦側報道に對する壓迫
 事變中の本邦紹介の「アジイヌイベル」誌の配布禁止。
 土語新聞にして本邦側報道掲載のものに對する壓迫
 日本語學雜誌（土人語）の發行に對する迫害
 本邦「ラジオ、ニュース」(A、K) K、南洋放送の佛語「ニュース」速記配布者彈壓
 本邦同情者に對する彈壓
 佛字紙「アレルト」社主（フクノ）氏は唯一とも云ふべき知日同情者なるが本邦側同情記事が當局の忌避に觸れ、政敵新聞の無根記事を根

對米輸出形、邦船積取のもの除外、古鐵、屑金屬輸出禁止
 鐵鑛石、マンガン鑛石輸出禁止に關する本國大統領令本國には施行されたるもこの當時印度支那には公布せられず。

地方土人商人の邦品販賣に對する官憲的干渉妨害
 佛商は邦商との取引交渉を敬遠す
 土人は邦人との交渉を恐怖す
 支那人は日貨排斥の公認を信ずるに至れり

S 1.1.1.0 -59

1645

196

S 1.1.1.0 -59

1644

195

根據として軍當局の活動となり本邦側問諜の名の下に現に拘禁中、在留邦人に對する壓迫、右「アレト」事件に關聯し邦人商店四、邦農一、に對し事々しき家宅搜索を執行せり、而して、右は何等予備的探査もなく、全く無意味の彈壓にして軍當局の對土人、支那人諷示に外ならず、大阪毎日新聞社通信員、同盟通信記者軍當局の取調を受く、一邦人商店安南人書記に對し知事官房その轉職を勧誘す。

印度支那政府の援蔣反日政策の表示、諒山（鎮南關）南寧鐵路借款漢越（雲南）鐵道、諒山官鐵線並に相州陸路による軍需品輸送と佛國側自制公言に對する不誠意、本邦政府の抗議、詰問に對し印度支那總督自身、台灣籍民（支那人として入國居住するもの）を目して奸漢

鐵鑽石、マンガン鑽石輸出禁止に關する佛國大統領令は、印度支那に於ては輸出許可制條件附を以て公布實施せらる。右は必要ある場合の輸出禁止を留保せるものにして、近き將來に於ける印度支那重工業、武器工業實現を暗示するものなり。

なりとする支那人側意思を言明す
佛字半官紙は其杜説に於て公然援蔣反日を掲ぐ
佛國並に印度支那に於ける海南嶋先占

蔣政權の對印度支那全力的工作
蔣政權要人等（宋子文、宋子安、ドナルド一行）の印度支那秘密訪問、印度支那總督、陸海軍主腦部との會見密議
中國銀行の河内進出
新嘉坡に於ける華僑大會とその現物の救國決議、西貢（堤岸）華僑財力の利用

(二) 印度支那現在情勢に對する判斷

(1) 蔣政權の西南割據對日長期抗戰は印度支那との合作によりてのみ可能且有力なり。

註記 此處に合作と云ふは一方は交戰國の一として行動し、他方はその戰爭に對する中立的立場を表示しつゝ、一般的又は特定の共同目的を前提とする。同盟又は協定等によらずして其双方の利害

S 1.1.1.0 -59

1647

198

S 1.1.1.0 -59

1646

197

一致を見る場合にのみ密約又は默契を以て相互利用的の行動をなすを假に斯く名けたるものなり。

合作による蔣政權側利益如左

(1) 海外との比較的容易なる交通路の確保

武器及武器材料の第三國（印支以外の）よりの輸入並に雲南、廣西方面よりの鑛産の輸出

(2) 最短距離にある印度支那物資の利用

差當りての兵食（印度支那米、鹽、魚類）

其他の産業材料（ゴム、綿花、油脂等）

(3) 印度支那領土内に於ける重工業、武器工業の利用

印度支那國防上重工業武器工業の急速設置を力説する佛本國輿論（製品の一部を支那に供給する目的を以て設備せよと唱ふ）の實現は蔣政權の意圖に合致す。

印度支那に於ける古鐵、屑金屬の輸出禁止による蓄積並に鐵鑛石「マンガン」鑛石輸出に關する制限留保は共に本工業急設に對す

る準備工作の一と見るを至當とす

(2) 海南島の確保と將來の軍事的利用

佛國が日本の先手を打ちて海南島の占領に出るや否やは俄に逆賭し難きも（佛國の輿論はその先占を示唆す）蔣政權の印度支那成就の日に於ては蔣政權は隱密なる佛國援助の下に航空根據地を置き廣東方面の奪回と中南支方面への進出を企圖すべし。

(3) 佛國並に印度支那は蔣政權との合作によりて左の利益を享く

(1) 蔣政權下殘存西南諸地方への頻繁なる輸出入通過物資による運賃並稅收の増大

(2) 右輸出入物資の賣買を自己の手に壟斷し得る利益

佛國製武器、又は佛國仲介賣渡し武器材料等、雲南の錫、廣西の「マンガン」等

(3) 印度支那物資の最有利、最好條件供給による利益

東京米、西貢米、安南鹽、交趾支那護謨、東埔寨棉花等の獨占的供給

S 1.1.1.0 -59

1649

200

S 1.1.1.0 -59

1648

199

(一) 印度支那領内工場（近き將來新設すべき）製出の重工業品、武器供給による利益

利益採算の明瞭なるものとして佛國資本獲得の容易
佛本國並に印度支那に於ける失業の救済

印度支那未開拓富源の利用
製品賣却による利益

(二) 右工業製品によりて同時に印度支那國防充實を實行し得る利益
海南島に於ける佛國權益の擴大

日本の占領によりて印度支那が直接脅威を受くる同島の支那側保
全は印度支那自身の安全感に多大の影響（同時に印度支那土人の
佛國信賴の念を保持し得る事に於て）あるのみならず該合作許與
の代償として他地方の領土的割譲等は別として鮮くとも、同島
其權益を進展せしめ得べし、且つ、東京灣を事實上印度支那の内
海とするを得べく漁獵上の獨占地位を齎し得べし

(3) 故に蔣政權にとりては印度支那は其死命を制するものと云ふべく、

該合作の成就に全力を注がざるを得ず、佛國（印度支那を含み）亦
其利益の大なるに感感せられ、合作同意に傾きつゝありと信ず。

(三) 對策

本邦の意圖は蔣政權打倒の建前より蔣政權印度支那合作の成就に先ち、
又は合作未完成の間に於て、佛國側をして我意圖に屈伏懺意せしむるに
あり、是が實行の要項順序概ね左の如くなるべし。

(1) 已を得ざれば對佛戦をも辭せざるの重大決意

(2) 海南島占領に關する準備の完成

(3) 佛國又は印度支那政府に對する左記の要求

a 印度支那に於ける華僑抗日團の非合法運動、並に其運動の援助に
對する徹底的取締

b 佛國又は印度支那に於ける援支反日的言論、行動の中止絶滅（但
し右要求は先方の受諾を予期せず）

(二) 我國言論機關を以てする我意圖の表明、並に印度支那在留邦人の引
揚斷行

S 1.1.1.0 -59

1651

202

S 1.1.1.0 -59

1650

201

(六) 右要求に對し善諾實行の誠意無き場合
即時海南島占領決行

(七) 若し我兵力の不足其他の顧慮に因りて上述の遂行不可能なる場合
(當然援蔣の合作完成し海南島は佛國勢力下に入るものと見て)
東京灣内、東京安南沿岸海面に於ける我實力封鎖の實行

右は元より支那船舶のみに對する封鎖なるが我底意は是等沿岸地
方住民に對する示威並に印度支那當局の最も畏怖懸念する印度支
那一般土人民心の攪亂、離反を目的とするものなり。

(八) 暹羅に對する積極的軍事援助

前述(二)我意圖の表明、居留民引揚、(三)東京灣封鎖並に本項(八)暹羅
援助の併用實行により印度支那は想像以上の脅威を感じざるを得
ず、即ち、支那海に面する長大なる海岸線、暹羅灣に臨む沿岸地
方、暹羅陸境並に迷宮河線一帯に防備新設の緊急を感ずべく、而
して是を實現するにせば其費額の巨大なる蓋し思半に過ぐるもの
あるべし、且つ殆ど有名無實に近き現在の佛國東洋艦隊も本國よ

§ 1.1.1.0 -59

1652

203

(九)

りの増援廻航によりて強化せざるべからず、其廻航維持にも巨額
を要すべく、是等一切の負擔は本國政府と雖も是が捻出に苦まざ
るを得ざるべし、即ち本國政府並に本國資本家に此處に始めて援
蔣反日政策の打算上莫大なる不利あるを悟るべく本邦との親善尊
重、友誼維持の永久利益たるを知り、翻意、反省、本來の常道に
復歸すべきは明なり。

先方の翻意反省の實を見れば我方は進で是が懐柔(悪空氣一掃のた
め民心指導者、警察官等各方面の買収を含む)に出で從來未解決
の貿易經濟上の諸問題をも調整解決せしめ得べしと思惟す。

以上

§ 1.1.1.0 -59

1653

204

佛領印度支那問題解決私案

一 總論

フランス極東政策の據點である佛印總督府が、今次の事變に際し、露骨なる反日援將態度をとり、帝國政府の救済の申入を無視し、依然として援將武器輸送に狂奔し或は在留同胞に對し非禮極まる壓迫を加へつゝあるのは、一面に於ては本國政府の英國依存政策を反映して其排日工作の片棒を擔ぎつゝあるものとも見做し得るが、吾人は寧ろフランス獨身の對日政策が由來瞭かに反日的なりしこと妙くも好意を持たざりしことを想起するものである。

顧るにフランスが我れと接觸を持ち始めた幕末時代、彼は安南政略に於けると同一の野望と手段を以て我れに對し、當時國內に膠着として始頭しつゝあつた尊王運動を無視して、撤頭撤尾幕府を支持し、小栗上野介の明察によつて挫折せりと云ひながら、資金及兵器の供給を好餌として勢力次第に暗躍を續け、更に榎本益次郎の五稜角籠城の如きも彼の不逞なるブラ

ンによる北海道獨立陰謀の一魔手であつたと云はれる。

降て日清戦争に於て、我れに悲愴の涙を吞ましためた三國干渉は、カイゼルの主謀に出づとは云へ、彼れフランスも亦其加盟の一國であつたことを我等は銘記する。

續いて日露戦争に際しては、彼は嚴正中立を聲明しながら我等の所謂ロシア側の中立國として露骨なロシア援助に乗出し、數々の明確な中立違反を敢てしてゐる。

更に歐洲大戰勃發するや、我は孤立無援なる佛印の防衛に任じて青島を攻略し、エムデンの鉄梁を封じ、本國との交通連絡を確保したに拘らず、彼は佛印に於ける關稅協定に對する我が申入を、兵馬倭寇の際毒藥の限なしとして一蹴するの不誠意を示し、而も一方佛印に於ける物資の缺乏に依り從來直接輸入を條件として最惠國待遇を享受する英國品の佛印輸入に對し、香港及新嘉坡積替を許容し又更に米國品の輸入をも誘導促進せんとしてハノイ商會廳所が決議を採決したことさへあるのに、安價にして佛印の民度に適する日本品の輸入増進に就ては片言隻語これに及ぶところがなかつ

たのである。

尚又大正八年、我が國が米の缺乏により深刻な備を續けた時、政府はこれが解決の爲に、間接的ではあつたが、印度支那米の買付をやつたのであるが、彼は食料缺乏を理由として佛人シンジケートのみライセンスを與へて不當なる暴利を貪つた。爲に我が政府は結局二千萬圓の莫大なライセンス料を支拂つたことになつた。

其後昭和七年、佛印との間に關稅協定が成立したが、此の交渉は實に明治廿九年に端を發し、爾來幾多困難を経過を辿つたものである爲に、なほ多くの不満を忍びつゝ、兎も角も兩國經濟協力の第一歩として折合ふたものであるが、該協定は他方佛印の主要商品に對しても互惠的に利益を提供してゐるから、是等商品我が國への輸入は、何等の障害もなく、極めて順調に行はれてゐるに拘らず、日本品の享受した待遇は、最劣等のものであつた爲に殆ど實益を伴はず、而も實施値に一年半にして、彼は頻々と税率を変更し始めたのである。これではどこに和協の精神があつたかを疑はざるを得ない。

併し、該協定は技術的には不満に充ちたものであつたと云へ、我が國民に與へた好感は頗る大きく、其後佛印に於ける農産物は關稅及商權擴張に乗出すものを輸出したが、彼は此の機運を察知するや、當に關稅規定を改正して種々困難な障礙を設け、事實上我が産業的進出を拒否する態度をとつて來たのである。

更に最近に於ては、鐵工場保護の理由の下に行つた古鐵の輸出禁止がある。これは、該地に古鐵を使用する鐵工場が幾らもなく而も其消費量が僅少であるに鑑み、産業保護は口實に過ぎず、實は我れを善敵と見做し、あらゆる軍事資材を供給しない方針をとつてゐると斷定すべきである。果して然らば、彼は反日援將に行過ぎ、今や自ら抗日に狂奔しつゝあるのである。

以上列記せる彼の主なる非友敵的事實に徴して、吾人は、尠くも現状に於て、佛印の反省を促すべく平和工作に依ることの甚だ有益無益なるを信じ、政府の斷手たる決意を要するものである。

S 1.1.1.0 -59

1657

208

S 1.1.1.0 -59

1656

207

三 解決手段

然らば佛印問題解決の爲に如何なる方法をとるのが最も適切であらうか。直接武力による解決が最も徹底的且即効的を解決であること云ふまでもないが、我等は、現下の國際情勢より觀たる其首不當の論議は暫く措き、先づ尠くも最悪の場合をも考慮に入れてはゐるが、出来得る限り其一步手前迄に陥み止まらんとする強力を壓力を加へ佛印の反省を促すべきを提議する。

イ、海南島の占領

こゝに云ふ海南島の占領は皇軍の對露政權作戦の一段階として
の外、佛印率制乃至威嚇を目的としたもので、佛印の全面的な
反省を得るまでの水櫃性を持つ一種の補償占領である。

ロ、北海、欽州地方の占領

ハ、佛印國境に近き威嚇軍々本據點の連續的掃蕩

(二) 國民大會を開催して反佛國論を淨掃せしむ

(三) 有力なる新聞(毎日、朝日、讀賣等)及雜誌(特に外交事報)を

動員して輿論を喚起せしむ

(四) 或る時機に於ける在留邦人の引揚断行
(五)

三、佛印に對し要求すべき事項

上述の如き工作に依り、既に佛印の全面的反省を得れば問題は無い筈である。が單に當面の問題たる(一) 授將武裝撤退の禁止、(二) 邦人不當壓迫の中止、(三) 華僑の抗日運動の取締、(四) 佛字及安南新聞の反日論の取締等々を以て満足すべきでないこと勿論にして、此の斷佛印に於ける邦人現有勢力の維持、更に進んで邦人勢力の伸張に必要な條件をも一舉に解決すべきである。

(一) 關稅協定の改訂

(二) 邦人の産業的進出又は生活の安定に對する諸害的制度の撤廢又は緩和

イ、外國人使用人制限

S 1.1.1.0 -59

1659

210

1658

S 1.1.1.0 -59

209

三

- ロ、鞍山開發會社設立に對する制限
- ハ、租借地に對する制限
- ニ、鐵礦石等及日政策より實施せるものと見做るるものノ輸出許可制
- ホ、醫師開業に對する制限
- ヘ、賣場ノ輸入及販賣に對する制限
- 四、其の後に於ける工作

- (一) 準備に對する工作
 - イ、準備の概要
 - ロ、準備の再教育（早晚生徒に於ては新支那中央政府を以て首らしむ）
 - ハ、準備に對する宣傳（同上）
 - (二) 現地に於ける産業調査機關の創設
 - (三) 康報機關の整備統一
 - (四) 邦人企業に對する指導及援助

S 1.1.1.0-59

1660

211

REEL No. A-0270

0 : 3 6

アジア歴史資料センター

極秘

陸軍省航空部
航空局
航空部
航空部

佛印ニ關スル緊急措置要領

(一六六、二二五)

佛印ノ重大事態ニ鑑ミ左記ニ依リ緊急措置ヲ講ズルモノトス

- 一、佛印ニ派遣サルル検査員ノ輸送ノ爲大日本航空會社航空機ヲ使用スルコトトシ内一機ハ當分ノ間河内ニ配置ス
- 二、検査委員ノ連絡其ノ他情勢急變ノ事態ニ處スル爲東京、河内間一週三往復ノ定期航空ヲ實施ス
- 三、前項實施ニ至ル迄ノ暫定的措置トシテ軍用定期ヲ實施スル様措置ス
- 四、河内通過日泰航空路ノ實現ヲ期シ速カニ東京、河内、盤谷間一週一往復定期航空ヲ實施スル如ク措置ス
- 五、佛印ニ對シテハ南方航空路實施ノ爲河内ノ外ニ西貢著陸ヲ要求ス

連修ハ航空部大長官一課長

- 六、佛印ニ於ケル事務及技術處理ノ必要上社員若干名ヲ河内ニ配置ス
- 七、爲シ得レバ河内ニ格納庫設置權ヲ獲得シ得ル如ク措置ス
- 八、前各項ノ現地折衝補佐ノ爲航空局官吏ヲ検査官ト共ニ派遣シ検査官長ノ區處ヲ受ケシム
- 九、前項ノ場合會社員ヲ以テ代フル必要アルトキハ之ニ航空局囑託ヲ命ズ
- 一〇、第六項並ニ第八項ノ職員中必要アルモノ及輸送飛行機乗員ニ對シテハ軍ノ囑託ヲ命ゼラルル如ク措置ス

以上

S 1.1.1.0-59 1662

S 1.1.1.0-59 1661

212

新光

味如永田氏ト一合流ニ於テ曰ク

仙印問答ニ自分一生ノ研考ノ蹟ト考入居ルハ最近ノ

為最モ中絶ノ象逸ニ断カガ氣ヲ掃キ石ノ際

自分ノ如キも後世ニ在テ何カ用ヒラレハク氣持モアタ

レハ金ヲ得テリト叶テリニテ然知リ相キモ忘レ

用事ノ下ト唯自分カ後世ヲ罪メタルガ故ニ心

持テ専重ニ徳ニ後世カ自分ノ能カヲ評他

也ス冷遇シヨレニ耐入カホホ自ラ進ミテ神職也

W. Russell
少田

外務省

S 1.1.1.0 -59

1663

213

REEL No. A-0270

アジア歴史資料センター

手紙凱旋ノ既ニハ之ト云キ敬言セシムルコト、政府ノ
 トシテハ仙中ノ仙トシテ印取日成ニ根付キテ其ノ事ナリト
 云レリカモ、際上ノ事際際トシテ其ノ事ナリト

調査書

外務省

S 1.1.1.0 -59

1665

215

田代州補助費トシテハ左ノ如キ事ナリト云フ事、後日大補
 トシテ其ノ事ナリト右ニテ招仰ノ事ナリト云フ事、
 一神ノ事ナリト云フ事ナリト云フ事、
 如キ相トシテ、高目ノ事ナリト云フ事、
 一神ノ事ナリト云フ事ナリト云フ事、
 者(新)トシテ、後日大補
 如キ相トシテ、高目ノ事ナリト云フ事、
 一神ノ事ナリト云フ事ナリト云フ事、
 者(新)トシテ、後日大補

外務省

S 1.1.1.0 -59

1664

214

極秘

族問題委員會

昭和十五年六月二十六日

國策研究會事務局

「佛領印度支那に對する緊急處置案」

委員 永田 安吉 提出

（本案に就ては既に一部事態の變化せるものあるも不取敢覽に供す）

6 1.1.1.0-59

1666

216

佛領印度支那に對する緊急處置案

第一、緊急處置を行ふ根據

一、一千年來獨立を保持して印度支那半島の王者であつた安南人。曾ては大文化を有した東蒲素人。その他老樞人等の印度支那諸民族は約八十年前から佛國の侵略に會ひ、相繼いで武力に依つて征服せられ、現在はその被保護國となつて居り、内、交趾支那は安南より割讓して佛國の領土となつてゐる。しかし保護領と謂ひ、領土といふも、事實上は何れも内外の政治は佛人に依つて行はれて居ることは一樣である。

二、佛國は此等民族及其の國土を搾取の目的とし、土着民族を制壓して其の發展を阻害し、資源に富む國土を獨占して外國に閉鎖し、しかも自らは人口及び企業心の缺乏と地理的遠隔等による自然的條件の不便とにより其の大部分を未開發のままに抛擲してゐる。

三、此くて此等諸民族は昔の氣力を失ひ、文化を忘れ、資力を奪はれて原始的未開人の状態に還元せる不幸の境遇に呻吟し、國土の大部分は、徒に猛獸、毒蛇の跳梁に委せられてゐる。

佛國が世に公言して後進民族を指導啓蒙して歐洲文化に浴せしめてゐる

6 1.1.1.0-59

1667

217

と稱するが如きは一片の空宣傳に過ぎない。此れは一庶現地の土着人の實情を視た者の直ちに看破し得る所であり、更に此等地方の状態を秦、朝鮮、臺灣と比較せば何人も明らかに認むる所である。

四我國は國民生活の安定と、國防資源の確保といふ單なる生存保持の見地よりしても、既に此等地方の資源に俟つ所頗る大なるのみならず、その國力の發展といふ積極的見地よりせば、此等資源の開発利用に求むる所頗る大なるものがある。他面土着民族はその文化、風俗、生活様式より考へても、我國の工業製品を求むること大なるのみならず、地理的に近接し、しかも高麗の工業を有する我國に依り、最も自然にしかも有効に該地方の資源を開發せられて繁榮の道に赴くことが出来るのである。約言すれば、彼我の間に相互依存、共存共榮の條件が具備してゐるのである。

よつて我國は過去四十年に亘つて此等地方との貿易及經濟的提携を平和的に實現せむ爲に努力したが、佛國は我國との經濟的提携は私の政治的進出の前驅を成すものとして之に應ぜず、その結果我國は、貿易上の待遇に於いては他の亞細亞諸國と同様歐米諸國に比して非常に不利なる重税を課せられ、また入國後の待遇に於ては歐米人と同様に土著所有權、

漁業權等を有する支那人に比して不利なる待遇を受けて居る。結局我國は最惠國待遇を求めて、實は最惠國待遇を受くるの狀態に甘んじてゐるのである。

更に佛國は、印度支那に於て我國人及製品を虐待し來つたのみならず、我國の東亞に於ける發展は歐洲に於ける獨逸の發展と同様佛國を脅威するものとして終始之を妨害するの方策を實行した。即ち平時に於ては印度支那に於て右の如き虐待を敢てしながらも我國人の大部分が之に無關心なるを利用して却つて我を自己の歐洲政策に利用して、獨逸を牽制せむため親善を標榜しながら、一度我國が重大の事變に遭遇すると、常に我國と抗争する勢力を加擔して積極的に我に對して敵性を發揮したのである。幕府又は陸軍を援けて維新大業に防害を加へたるは我國内問題に對する干渉としてこゝに加へむとするも、日清戦争に於ける三國干渉、日露戦争に於ける露國援助（特に印度支那の「カムラン」灣を「バルチック」艦隊の基地に使用せしめたるが如き）滿洲事變に於ける聯盟を指導しての抗日行動、今次支那事變に於ける援蔣行動が即ちこれである。世界の中國中、我が國の重大時期に當つて此の如く終始一貫、反日態度を持した國は未だないのである。而かも彼をして此の政策を採らしめ

最大の原因は彼が佛印領有の安全を計らむとすることにある。果して然らば佛國の佛印領有こそ我國禍根の一なりと斷定せざるを得ないのである。

之を要するに、佛國がこれ迄佛印に關して行つた政策は土着人の繁榮と其の國土の開發を阻害し、日本と佛印との共存共榮を佛國の利益獨占の犠牲とするものである。

此の如き不合理、不公正なる政策も印度支那内部に對しては、保護權又は統治權の作用として、また外國に對しては自主權の行動として之を正當化し、安南人が苦痛の餘り、屢々企圖したる絶望的獨立運動を暴徒の反亂とし、他國人にして之を責むれば不當の干涉又は侵略的意圖と看做し、しかも自らの過去及現在の暴力不正の侵略と搾取行爲を何等反省する所がないのである。

依つて我國は最早平和的手段を以てしては印度支那民族の繁榮と、東亞に於ける諸民族の共存共榮を實現することは不可能であると斷定して、武力を以てしても佛國勢力を此の地より驅逐して我國と此地の諸民族との眞の共存共榮を計り得べき新事態を建設する外途なし、と謂はねばならぬ。之が爲には適當の機會を捉へて決然立つの覺悟を要するのである。

これが我國の根本的對佛印政策であるべきである。

然るに現在は右政策實行の絶好機會である。即ち佛本國自身が危機に遭つて殖民地を顧みる暇も餘裕もない状態にあるからである。しかも其の上に佛國は現實に我が日支事變處理に對して援蔣略として佛印を使用して露骨に我に敵性を示してゐるのである。尤もこの援蔣行爲を停止せしめるのみであるならば今日では容易の事である。然るに援蔣行爲を以て威嚇せば彼は直ちに之を停止し、且その約束實行の爲例へば我が監視員を海防その他必要の地點に駐在せしむるが如きことも容易に承諾すべしと認めらる。併し我國は今日に於てはかくの如き眼前の問題のみの解決を以て満足すべきでなく、實は援蔣行爲は我武力行使の理由として之を捉らへてよつて以て究極の目的たる印度支那民族を解放して東亞新秩序建設の一部を斷行することを眼目とせねばならぬ。

第二、緊急處置の表面上の理由とその究極の目的

我國は支那事變の解決に専念して居る。而して佛印は有力なる援蔣略で明かに我に敵性を示してゐる。依つて我は之を停止せしめる爲止むを得ず武力行使を成すことを表面の理由となす。

以上の様を理由を高唱するのは、之によつて我國が此の機會に於て我に

害を與へない他の英。佛。蘭の東洋の殖民地をも順次攻撃せむとするの意志を有しておかないことを一般に推察せしむる爲である。然し右意圖のないことは聞く者の推察に止め、我より進んでは之を聲明することはなるべく避ける。蓋し更に後に至つて香港、在支租借地、租界、蘭印及マレー半島に工作を行ふ場合に言質として利用せられることを避くるためである。

ニ究極の目的はこの機會に於て佛印の諸民族即ち安南人（東蒲茶及老樹は安南の屬國とするか否かは更に後に考究）を獨立せしめ、我國の計畫すべき東亞協同體に加入せしむること。

以上を目的とするを以て我國の武力行使も亦、佛印の海防、河内等援蔭路に直接關係の個所のみならず佛國勢力を完全に驅逐するに必要なる一切の個所に行ふこと絶對に必要なり、また土着民族の獨立運動に對しては最初の程は表面上は彼等が獨自の意見を以て行ふ自決の行爲として、我は大に同情を有するも干與する所にあらずとの態度を採ること、且つ既に一應獨立の形態樹立の上は民族の意向と東亞の共存共榮に合致するものとして大に支持し、之に對する干渉は何國にも容認し得ざる態度を保持することを要す。今次我が政府が獨伊に對し、帝國は佛印に對し非常

なる關心を有するに、この意向を充分に勘酌して佛印の現狀に對し非友好的なる變更を加へざる様切望することを申出でたるが如きことは自ら進んで既に佛印が獨伊の手中にあることを認めて、今後の佛印の處理に關し終始彼をして介入せしむるの道を閉き、東亞の新事態建設に獨伊の容喙を承認することとなり、頗る不利の結果を生づるに至るべし。尙本緊急處置に對し左の如き反對論を豫想することが出来る。

(1) 他國の危急に際して火事場泥棒、又は空巢狙の行動を行ふは道義に反し國際的信用を害して國家永遠の大策に反すとの精神論もあるべし。然し佛國は、常に日本とは替て戦ひたることをなすと稱して、親善を口にしながら、我が國が危急多事なるに際しては常に例外なく我に敵對する行動を取つた。世界無比の國であることは前述の通りであるから、佛國自らはかゝる道義論を云々するの資格なし、さらばとて我に於ては決して彼の暴に報ゆるに暴を以てする意志はないのであるが、前述の如く我の目的とする所は國際正義の實現に外ならざるのみならず、現に彼自らが我に敵對行爲を繼續しつゝあるに於ては之を防止するの策をとるに何の恥する所あらむや、である。

或曰、以德報怨、何如、子曰何以報德、以直報怨、以德、報德（論語）

(2) 我國は目下支那事變の處理に専念すべきであるに、更に佛印に手を延ばすは徒らに事態を複雑化せしめ、二兎を追ふものは一兎を得ざるの結果となる。といふ説あらむも、佛印より佛國勢力を驅逐するは有力なる援蔣路を絶ちて支那事變の解決に資すること大なるのみならず、更に雲南及「ビルマ」に對する威壓となり必要の場合佛印より、これ等の地に對し適當の處置をなし得ることとなるべく、更に次に述ぶる土着人に對する工作によつて本處置は極めて容易に完行し得べしと認めらるゝに、之によつて生ずる我が損失は僅少に過ぎない。其の上は佛印解放の曉には之より經濟的には直ちに米、石炭、鐵礦、マンガ、錫、鎳、銻砂、鹽、漆、木材、棉花、ゴム等必要な物資を容易に獲得することが出来ることになり、更に順次豊富なる資源を開發利用することが出来るのである。

(3) 英國は干渉せずとするも米國は我行爲に對し武力若くは少くとも輸出禁止の如き手段を以て干渉し來る可しと案ずる説もあるべし。米國は佛印に對しては蘭印と異り、現實の利害を有せず、即ち何等の利權を有せざるのみならず貿易關係も論ずる程のものなし。唯精神的に民主々義國が東洋に於ける殖民地の一角を失ふ端を開くことは、一

般的政策の見地より容認し得ずとして之に對し抑壓の態度に出づることとは豫想に難からず。然し我が國が佛印に對する行動は、援蔣路遮斷の敵性行爲阻止、即ち支那事變解決の不可避なることを高唱して彼をして更に英・佛・蘭の諸殖民地攻撃の意思なきことを推察せしむる方途を採らば今日直ちに武力干渉を行ふことなかるべく、又他面我方への物資の輸出禁止に關しては我より先んじて若し米國にてかくの如きを行はざれば、我は又止むを得ず支那事變遂行及一般國防上緊要の物資確保の爲蘭印をも手中に收むるに至るべしとの態度を豫め示し置かば、西洋に戰禍の擴大するは彼の禁輸行爲が因を爲すこととなるを以て之をも敢行し得ざるべしと認めらる。

(4) 佛國は將來第二流國となるべし。従つて過去の行動は兎も角、今後は佛印に關しても我國の該地方進出に對して大いに讓歩的態度に出づべきを以て今日特に武力行使等の行動に出づる必要なく將來は萬事平和的に有利に解決し得べしとの意見もあるべし。この意見は從來の現状維持論者の腦裡に深く滲透し居るものなるも期待外れにすぎず。第一このまゝにせば、佛國が將來も引續き印度支那を保有し得るや否やは疑問なるも、假りに之を爲し得とするも今次戰

争の結果多くの領土及殖民地を失ふべき佛國は、將來佛印に依存する程度は過去に比して一層大となるべく、従つて彼は之を防禦すること益々嚴となるべし。しかも佛國より考ふれば佛印を脅威するは日本なり、依つて益々我に對して警戒を嚴にすべく、しかも彼一國にては防禦し得ざるを以て必ずや米・英（特に米）を引き入れて、我に當らしむる策をとるべし。従つて今日迄は自己の國際的威力と外交的處置とにより自力により佛印を防禦し得と考へ居たるを以て英・米等に對しても程度の差こそあれ、鎖國的政略を採り來りたるも今後は積極的に米國等の投資を歓迎し、更に進んで之に利權を供して利害關係を密にし、また米・英等の援助によつて國防を強化し、例へば「カムラン」灣等に軍港の設備を完備して之を前記諸國の共同使用に供して第二の「シンガポール」たらしむるに至るべきは火をみるよりも明かなり。かくては米・英をして佛印迄進出せしむることとなり、我國と佛印自體との關係については勿論、支那との關係よりみるも我國は過去に比して一層不利なる状態に置かるゝに至るべし。

更に我國は今回獨・伊に對して佛印に非友好的變更を加へざることを要求し、恰も自ら佛國の爲の番犬たるの役をなしたる觀あり。獨・伊

も戦争中の今日に於ては一應これを承諾すべきも若し勝利を以て戰局を結びたる上は如何なる態度に出づ可きやは計るべからず、特に所屬を變更するに至らずとするも少くとも利權その他の待遇に關し、自己に有利なる状態を發生せしめ、戰勝の餘威を以て大いにこれ等地方に進出し來るべく、かくては更に我に對する競争者の増加となり、東亞協同體の建設は益々困難となる。結局佛國將來の表遣は佛印に對する私の威力を増すに效ありとするも諸大國も亦同様威力を加へ得るを以て、我一國のみが有利に進出し得と豫期するが如きは全く一個の夢想となり終ることを豫期せねばならぬ。

更に獨・伊が一應今回の我國の申出を承諾するとするも佛印の諸民族特に安南人は日本の不徹底の態度頼むに足らずとして恐らく獨逸に對して獨立援助を請ふに至るべし。若し將來獨逸が之に應じて東亞被壓迫民族の解放を名として講和條約等に於て佛印民族の獨立を行はむとせば、我は如何なる態度をとるか。彼等は獨立の期に違せずとか。その他の理由を以て之に反對せば東亞民族に對する日本の精神的威力と信望は益々地に墮つるに至るべく、若し之に賛成せば（賛成と同時に經濟關係等有利の條件を附しむとするも）最早や該地方に對する獨

逸の威力は獨立の父として、斷然我に勝るべくかくて該地方は事實上、
獨逸の支配下に立つに至るべし。

以上前記處置に對し豫想せられる反對説に問へたのであるが、更に右處
置を斷行すべきことは左記事態を考慮する場合益々其の緊要なるを認める
のである。

即ち、我國はワシントン會議に於てヴェルサイユ平和條約による山東の
權益（之は英・佛は戰時中より密約により我に認められた權益である）等を米
英の共同強制の下に吐き出さねばならぬ窮狀に陥つたが此等の前例を考へ
ると今日軍備全般に亘つて驚異的大擴張を行つてゐる米國がこの擴張完
成後今日彼が妨害しつゝある我が對支行動によつて發生した事態を覆すが
如き要求を彼一國又は歐洲諸國と聯合して我に行ひ來らずと誰が斷言し得
るか。その際既に彼の石油、鐵屑の輸出禁止のみにても戰争行為の繼續不
能に陥ることを虞れ居る人には如何なる態度を採らむとするか。若し他よ
りこれ等物資を求めて米に對抗せむとするならば必ず先ずその場所を確保
し置く必要がある。しかもこれを歐米の地に求むることは出來ない。是非
とも近接の東洋、南洋に求めねばならぬ。しかるに徒らに是等の地方の歐
洲諸國支配權承認の現状維持のみを目的として行動して居つては、右の如

き重大危機に於ては是等の支配國は今日我國の好意にも拘らず必ず物資を
我に供給せざるのみか、積極的に我に向つて敵對行為に出づるであらう。
果して然らば今日我國が專念するといふ支那事態による成果も結局十年後
には又吐き出さねばならぬ結果となるではないか。故に今日我國は、歐米
が歐洲戦争に心身を忙殺されてゐる際に、他日軍備を完成した米國のこの
行動に充分對抗して我地歩を確乎として防衛し得るの實力を準備しておく
必要がある。それには東亞諸地方の解放を斷行して、常に我と提携すべき
事態を樹立してその資源と軍略的地位とを我又は、我が味方たるべきもの
の手中に入れて置かねばならぬのである。

第三、緊急處置の實行方法

一 我國は前記の第二の一の理由を聲明して速時に海防、トゥラン (Touran)
西貢（米を徒らに刺戟する虞あらば最初は此は除く）等の要港を封鎖し
同時に廣東方面及適當の海岸より軍を進撃せしめて先づ海防、及び河内
を占領し、其他所要の地點に軍事行動を行ふ。
二 後め我國、支那及泰に亡命せる安南獨立を計畫せる志士を急遽招集し置
きて我が軍と共に彼地に乘込しめて安南獨立假政府の如きを組織せし
め、安南人に對し佛勢力を驅逐し獨立の完成に協力すべきことを大々的

に宣傳せしめる。

三 事急なるを以て事實上彼等に於て新政府の機能を充分發揮し得ざるべきは論なしと雖も安南の國家組織は強固にして發達せる社（町村）の自治に基本を有し、従つて一時、中央、及地方官憲の機能停止するとするもしかく混亂に陥すものにあらず、況や地方の官憲は中央獨立政府の何分の命令ある迄は佛勢力の驅逐以外は暫く從來の通り其の職務を行ふべきことを命ぜばしかく混亂すべしとは考へられず、尤も當分の間は我が國に於て軍政を施行して治安維持に當る等適當の施政を行ふ要あるは勿論である。

四 我が軍が佛印に進撃の際、其の目的が佛國の援蔭行爲防止にありて佛印の國土の攻略にあらざることを宣傳すべきは申迄もないが、特に安南獨立假政府が行ふべき安南人の對する獨立運動參加要求の宣傳方法としては、右政府所屬の安南人の宣傳部隊を佛軍支配區域へ潛入せしめて宣傳せしむる外、更にラジオ、飛行機による宣傳文の配布、其他の方法を以て安南人軍隊、鐵道、汽車、電信、電話等の交通、通信機關の従業員、各工場、農園の労働者の如き團體、及官廳、學校、組合、新聞社等の職員、の如きを目標として獨立行動に對する協力を求め、各人をして其の地

位と事情とに應じて或は前記諸設備の占據、破壊、運轉の妨害等を行はしめて先づ佛軍及官憲への機能の滅殺に努め、しかる後順次一般安南人に對する宣傳に及ぼす。我が國は直接の目的とする所は援蔭路遮断にあることを標榜するを以て最初の程は獨立運動には關係なき態度を保持すべきも漸次に安南人が年來の宿望たる獨立を達成することは東亞の共存共榮に資すること大なりとして大に支持すること。

佛印には若干の佛兵、外國人傭兵あり、飛行機、戰車、軍艦等もあるべしと雖も論ずるに足らず、安南人軍隊及一般人の大部分は直に獨立運動に参加するか、少くとも中立の態度を採るべく、中には佛國の強制によつて最初は我に抵抗する者あらむも、既に佛本國が獨軍に降服せる今日佛軍隊に戰意あるべしと思はれず、若干形式的反抗の上順次各地方とも本國の例に倣つて無防備地帯を宣言するに至るべし。かくして印度支那民族の解放の實現は容易に行ひ得るものと認めらる。尤もさらばと云つて侮つて可なりといふのではなく、なほ兎を打つ獅子に墮んで渾身の力を以て向ふべきは勿論である。

五 以上の如くにして安南人の解放實現に努むる一方、之を指導援助して新秩序の建設に取りかゝらねばならぬ。其れがためには軍事行動以外、政

治、經濟、文化其他各般事項に亘つて我が國の充分の努力と準備を要するが、此は第二次の事に屬し先づ右第一次の處置を行ふ決心を朝野に於て爲すことを緊急問題と認むから第二次の問題に關しては今こゝに述べず。

16

S 1.1.1.0-59

1682

232

REEL No. A-0270

0 : 4 8

アジア歴史資料センター

石澤殿
御座候

前略 過般佛印監視隊派遣ニ際シ臺灣拓關係者參加方關係方面ヨリ
申出アリ此レニ伴ヒ本府ニ於テモ鑛務、農林關係者兩三名同行派
遣希望ヲ有シ且ツハ參謀本部方面ヨリモ話アリタルニ就キ西原少
將一行河内行ノ途臺北立寄リノ際一行中ノ小池大佐ニ對シ小野田
當部第一課長ヨリ本府ノ意向ヲ傳ヘ現地ノ意見取纏メ方依頼セル
ニ同大佐ハ本府ノ意向ニ賛意ヲ表シ河内到着ノ上何分ノ回答ヲ爲
スヘキ旨約束サレタルモ今日ニ至ルモ未ダ何等ノ意見表示ナク當
府ニ於テモ現地意向判明ヲ俟ツテ中央方面ニ派遣方申請致スヘク
用意致シ居リタルニ如斯遲延ト相成果シテ都合如何ナリシヤト案
ジ居ル次第ニ御座候

然ル處西原少將ハ本二十九日廣東發着務連絡ノ爲上京ノ途大臺
北ニ立寄リアリタルモ寄航時間僅メテ短カク開合セノ余裕ナク殘
念ニ存ジ居候就テハ西原少將上京相成ルニ於テハ御多忙中誠ニ恐
縮ニ存候ヘ共而ルヘキ方法ニ依リ本府關係者佛印派遣方ノ其ノ後

臺灣總督官房外務部

ノ現地意向ノ進歩方御聽取被下間敷候哉

當部新官場上京ノ訖シ右御依頼申上候間備卒軍醫御座候上候

昭和十五年七月二十九日

敬具

千葉外務部長



石澤歐亞局第三課長 殿

(日本標準規格B.4)

S 1.1.1.0 -59

1684

S 1.1.1.0 -59

1683

233

REEL No. A-0270

アジア歴史資料センター

電 信 案

佛印ノ現情ヲ視察セント。將來ノ方針決定ニ資セリル。
 二トハ、佛印ノ現情ヲ視察セント。將來ノ方針決定ニ資セリル。
 右趣旨ニ傳テ了解取付ケテ。尤モ佛印方面ニ於テハ
 不仕事ニ多數ノ一因ヲ好マサルニ付一各任派遣セラレテハ
 如何カト思存ス

(原議用紙乙)

S 1.1.1.0 -59

1686

235

(分類)

電 信 案	電 送 第 26620 號	主 管 歌 野 局 長
外 務 省	昭和十五年八月九日 午後九時五分發	主 任 第三課長
石 沢 洋 吉 コリ	宛 千 葉 外 子 部 長	昭 和 十 五 年 八 月 九 日 起 草
七月二十九日附首領件	件 名 台 湾 總 督 任 命 更 佛 印 派 遣 方 一 件	附 録 件 名 發 松 岡 七 五
台 派 監 督 官 廳 ト レ ー ノ 立 場 ヲ 首 府 閣 係 官 ラ シ ン	第 二 二 二 二 號	

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 -59

1685

234

軍

昭和15 三〇四六九 略 臺北 十月五日午後發 歐
本省 五日夜着

松岡外務大臣

千葉臺灣外事部長

第二一六號

石澤歐亞局第三課長へ左ノ通り

貴電第一二二號ニ關シ

御配慮ニ依リ當府ヨリ貴殿一名囑託一名派遣ノ豫定ナリシ處現地
情勢ノ推移ニ鑑ミ一時待機中ナリシカ近ク松宮大使一行派遣ノ次
第モアリ御了承ノ上關係方面へ然ルヘク御幹旋ヲ請フ
尙壘拓ヨリモ此ノ際一般産業、鑛業、棉花及農林業、護謨ノ細項
目ニ付調査員四名ヲ派遣致度旨申出アリ亘敷御幹旋願度結果電報
アリタシ(了)

電信寫

S 1.1.1.0-59 1687 236

外務省

秘

電報

總務部長宛

第二二八號

ハ共二一三三
六三一〇著

河内 西原 機關

昭和一五年八月

松風號事件其ノ後ノ狀況左ノ如シ

- 一 四日夜半佛印側將校ハ日本航空監視員ヲ松風號ヨリ立退クニアラズンバ自今佛印側ハ之ヲ保障セザルベシトシ日本航空監視員ノ飛行機ニ近接スルコトヲ拒絕セリ
- 二 五日朝右ノ件ヲ知り小官ハ總督府ニ要求直接監視ヲ承認セシメタリ
- 佛印側ハ日本航空監視員ヲ立退カシメタルハ部内命令ノ誤達ナリ

ト稱セリ

- 三 日本航空監視員不在間ニ佛印側ノモノ(印度人下士官好奇心ノ爲ノミト稱シアルモ確實ナラズ)飛行機内ニ侵入セリ
- 四 日本航空側ハ以上ヲ以テ佛印側ノ謀略行爲ト觀アルモ尙研究ヲ要スルモノト認ム

五 小官トシテハ寧ロ三十一日夜ニ於ケル水ノ混入ノ點ヲ重視シ其ノ追及ヲ續行シ更ニ真相ヲ明カニシタル上

六 責任者ノ處罰

七 損害賠償

八 將來ノ保障

ヲ要求スベキモノト考ヘ總領事ヲシテ之ガ交渉ニ當ラシメ小官ハ之ヲ側面ヨリ應援スル考ヘナリ

(終)

S 1.1.1.0 -59

1689

S 1.1.1.0 -59

1688

237

秘

仙印

松風

手取

電信寫

昭和15 二六三四三

河内 八月二十八日 午後
本省 二十八日夜着

松岡外務大臣

鈴木總領事

第一九四號

貨箱第一九〇號ニ關シ(松風號事故ニ關スル件)

濁水港入ノ経路ニ付テハ既ニ水害論トナリ居リ我方委員ノ被ラ増

加シ新タニ調査委員會ヲ組織スルモ效果ヲ期待シ得サル状態ナル

ヲ以テ機内侵入者ハ之以上詮索スルモ恐ラク發見シ得サルヘク

且賠償請求等現在ノ所問題トナラス一方日 條印問ニ重要交渉權

續中ノ此ノ際本件ハ此邊ニテ打切り今後ハ專ラ此ノ種事件ノ再發

ヲ防止スル爲至急格納庫建設ノ交渉ヲ爲スコトトシテハ如何ト存

セラレ西原委員長モ同意見ナルニ付テハ右話合ニテ進ミタギ處何
分ノ儀御回訓相成度(丁)

S 1.1.1.0-59

1691

S 1.1.1.0-59

1690

238

REEL No. A-0270

アジア歴史資料センター

秘

米電付

電信寫

昭和11年 二二九九七 暗

西貢 八月七日前發
本省 七日後着

通

松岡外務大臣

第七〇號

中山事務代理

佐藤囑託ヨリ農林省米穀局長へ

確實ナル筋ヨリノ聞込ニ依レハ河内ニ於ケル通商交渉ハ八月二日監

視瞭ヨリ佛印總督ニ對シ爲シタル軍事要求ノ解決ヲ見サル限リ進捗

セサルヘク右貫徹ハ遠カラサルヘク此ノ場合ニ於テハ一切ノ友好關

係ハ杜絶セララルヘント言フ

以上ニ徴シ最悪ノ場合ヲ想定ノ上目下買付米ノ確保及安全ナル積出

方ニ付對策考究中ナリ

尙本件要求ト同時ニ貴地ニ於テモ佛大吏ニ對シ卸交歩中ノ趣ニ付買
相御取調ノ上若シ買付計畫變更ノ場合ハ至急御指示相成度シ(了)

S-1.1.1.0-59

1692

239

海協發第250号

昭和十五年八月六日

外務省 御中

別紙拓務大臣宛稟請書寫一通御參考迄添附送付ス

社団法人海外鑛業協會

社団法人海外鑛業協會

昭和十五年八月八日 接受

S 1.1.1.0 -59

1693

1589 240



昭和十五年八月四日

拓務大臣 松岡 洋 右 殿

社団法人海外鑛業協會
會長 子爵 井上 匡 四郎

社団法人海外鑛業協會

佛領印度支那へ視察團派遣方ニ關シ稟請ノ件

從來佛領印度支那ニ於ケル對日態度ハ英、佛ノ夫レニ引キ摺ラレ
甚ダ香バシカラザルモノアリシガ佛蘭西ノ大敗ニ伴フ歐洲情勢ノ

S 1.1.1.0 -59

1694

241

一大急轉ニ直面セル目下ノ印度支那ハ其好ムト好マザルトニ拘ラズカクモ東亞ニ於テハ新舊總督屢次ノ聲明通り帝國ト全面的ノ協力ヲ肯ゼザル限リ其自立サヘ覺東ナキ事態ニ迫ヒ込マレツ、アルヤニ看取セララル、處 帝國トシテハ此千載一遇ノ機會ヲ判然ト把握シ謂フ處ノ東亞共榮圈内ニ印度支那ヲモ包攝セシム可キ積極的具體工作ノ手ヲ打チ以テ將來ニ備ヘ置ク事ノ尤モ機宜ニ適シタル措置ナルヲ痛感ス

御承知ノ通り佛領印度支那ハ無盡ノ天然資源ヲ包蔵シ而モ之等ノ資源ノ大部分ハ未開發ノ儘放擲シアル現状ナルニ鑑ミ帝國ハ日印支經濟共存ノ見地ヨリト印支民大衆ノ遠望スル生活向上ニ資スル維前トニヨリ此際萬障ヲ排シテ前記包攝工作ノ爲ニ何トカ印支ニ働キカケル事ハ一日モ勿論ニ附ス可ラザル問題ニ屬スト思料ス目下帝國ハ印支ニ對シ對日入國制限及ビ關稅障壁ノ撤廢並ニ資源

自由開發等ニ關シ折角交渉中ナル趣ナルガ本交渉モ亦敘上ノ主題ヲ撤底スル爲ノ事前工作ニ外ナラザルベク、而シテ此ノ如キ交渉ノ目的達成ニ關シテハ、第三國ノ白眼視的介入ノ如キ全然願慮スル事ナク、先方ヲシテ當方ノ要請ヲ全面的ニ承服セシムル様仕向クル事コソ絶對必要ナルベシト存ジ居ル次第ナリ

斯カル情勢ノ下、兎ニモ角クモ前記未開發資源開發ニ關スル具體案ヲ練成スル爲ノ第一工程トシテ必要ニシテ且充分ナルベキ要件ハ先ヅ印度支那ヲ「視」ル事はナリ

本協會ハ此見地ヨリシテ當會員中ヨリ希望者ヲ物色ノ上、觀察團ヲ構成シ以テ之ヲ印支ニ派遣シ、先方ノ事情ヲ具サニ觀察セシムル事ハ時節柄ニ相應ハシキ尤モ緊要事ナルヤニ思料ス、尤モ本觀察團ハ續テ寫ノ如ク「視」テ而シテ其第二工程タルベキ資源開發利權獲得等ノ基礎工事ニ資スル爲ノ派遣ヲ意味スルモノト御承知

法人 團 海外 鑛 業 協 會

アリ度シ、尙往復ニ要スル一切ノ費用等ハ自辨タルハ申ス迄モナシ、右ニ關シ御意向御洩ラシ相成様此度此段稟請ス

以 上

(寫送付先)

外務省、商工省、企劃院)

S 1.1.1.0-59

1697

244

法人 團 海外 鑛 業 協 會

昭和十五年八月八日 接受

海協發第三四三號

昭和十五年八月六日

法人 團 海外 鑛 業 協 會
會長 子爵 井上 匡四郎

外務大臣 松岡 洋右 殿

拜啓 益々御清榮之段奉賀候

陳者弊會此度「ニコト・カシドニア」に於ける邦人事業に對する障害の撤廢工作に關し拓務大臣宛稟請致し候に就而同封寫を一部御送附申上候間右趣旨の徹底の爲何分の御高配を賜度御願申上候

敬 具

S 1.1.1.0-59

1698

245



昭和十五年八月四日

社団法人 海外鑛業協會
會長 子爵井上匡四郎

拓務大臣 松岡洋右 殿

「ニュー・カレドニア」ニ於ケル邦人事業障害事項
撤廢工作方ニ關シ稟請ノ件

由來「ニュー・カレドニア」ニ於ケル對日本人取扱ハ其勞働者ニ對スルト將又、商、鑛業者ニ對スルヲ問ハズ比較的寛大ナリシモ日獨防共協定ノ成立、日支事變ノ勃發並ニ「ウエリ

社団法人 海外鑛業協會

S 1.1.1.0 -59

1699

246

社団法人 海外鑛業協會

ントシ」會議開催等ノ爲同島ハ遽然トシテ各方面ニ互ル對日
備限ヲ再ビ宣布シ以テ今日ニ迄ビ居ル次第ハ夙ニ御承知ノ通
ナルガ事態ヲ此儘維持セシメンカ、大ニシテハ帝國ノ自立的
東亞經濟圈確立ノ趣旨ニ背馳スルノミナラズ、小ニシテハ出
先本邦業者ニ一大墜跌ヲ齎ラス虞ナシトセザルニツキ歐洲情
勢大變轉ニ伴フ千載一遇ノ此機ヲ捉ラヘ左記希望條件ノ達成
工作ニ乗出ス事ノ緊要事ナルヲ偏ヘニ痛感シ居ル次第ニモア
リ關係當局トモ篤ト御連繫ノ上可及的早日ニ佛蘭西側ト交渉
開始促進方關シ甚深ノ御考慮相煩様致度此段稟請ス

左記

一 對日本人入國制限ノ撤廢
ニ佛蘭西人同様

(1) 自由居住權ノ獲得

S 1.1.1.0 -59

1700

247

社団法人海外鑛業協會

- (2) 財産權ノ自由取得
 - (3) 營業ノ自由
 - (4) 鑛業權並ニ採鑛權ノ自由
 - 三 勞働者ヲ法定率ノ範圍内ニ於テ新規入國雇入ノ自由
 - 四 從來通り鑛業會社ノ重役、職員ニ關スル制限ノ撤廢
- 尙事件ト關聯ヲ有スル船籍問題ニ關シテハ退テ稟請スル事ト致ス
可シ

(寫送附先 商工省、外務省、企劃院)

以上

S 1.1.1.0-59

1701

248

歐亞局

第三課長

社団法人海外鑛業協會

昭和十五年八月八日 接受

海防省第一八四七

昭和十五年八月七日

社団法人 海外鑛業



外務省 御中

寫送付ノ件

當協會宗村常務發川本南洋課長宛「誤字訂正ノ件」寫御參考
迄送付ス

1702

S 1.1.1.0-59

1702

249

海協發第一八三號

昭和十五年八月七日

社団法人 海外鑛業協會
常務 宗村 丑生

社団法人 海外鑛業協會

拓務省

川本南洋課長宛

誤字訂正ノ件

本月六日附井上會長發 松岡拓務大臣宛第一四一四號「佛領
印度支那へ視察團派遣ニ關シ稟請ノ件」中誤字左ノ通り御訂
正相成度シ

S 1.1.1.0 -59

1703

250

左記

二頁右ヨリ二行目上ヨリ二番目「カクモ云々」ハ「少クモ云々」
ノ誤
二頁右ヨリ十行目「印支民大象云々」ハ「印支土民大衆云々」
ノ誤

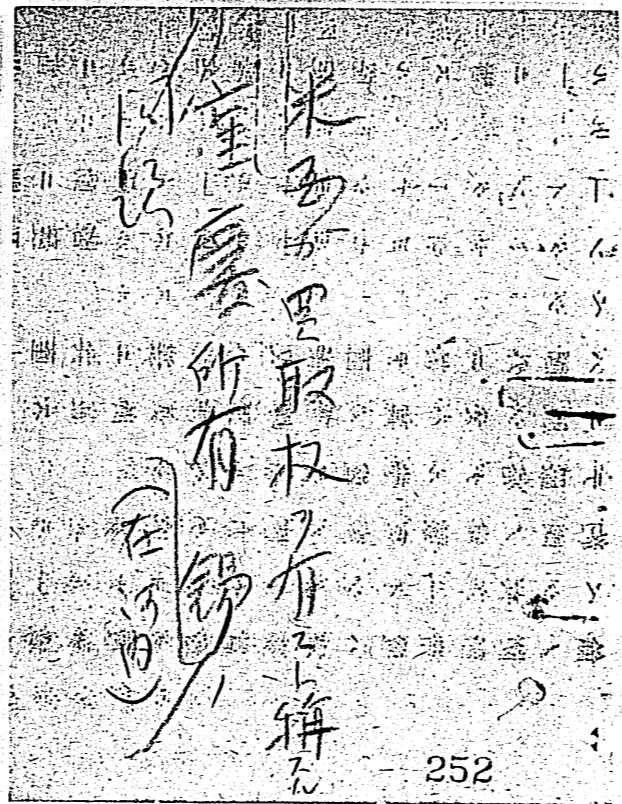
(寫送付先
外務省、商工省、企劃院)

社団法人 海外鑛業協會

S 1.1.1.0 -59

1704

251



REEL No. A-0270

米漢

伊行内訳

昭和15 二五八九七 略

華府 八月二十三日發
本省 二十四日後着

松岡外務大臣

堀内大使

三六一號(別電)

支那ニ於ケル米國關係出來事ニ關スル八月九日附國務省書キ物
追加

六月十四日青島ニ於ケル米國船「ケンタンキー」一號乗組員ニ對
シテ發給拒否並ニ爾後船長ヲ除ク米國船員ニ許可證發給
停止ノ件

電信寫

當局カ佛印政府ヲシテ日本側ニ誠意センメタル爲買取ル様望

センソナル件(八月三日在河内米領事報告)

三 在上海日本總領事ヨリ七月二十九日浙江省沿岸ニ於テ米國發動
汽船「エヌテレル」號ヲ拿捕シ再ヒ抑留セララルニ於テハ釋放

セサルヘキ旨書面ニテ通告シ來レル事件

四 米國系放送局X.M.H.B.局ニ對シ八月七日妨害ヲ再開セル件

五 某米國系漢字紙ノ支那人編輯長ノ誘拐及「イヴニングポスト」

エンドマーキユリ」一紙漢字刊ノ支那人編輯次長ノ傷害等暴行
事件依然繼續シ居ル件(了)

S 1.1.1.0 -59

1706

S 1.1.1.0 -59

1705 253 252